

第2節 循環型社会の形成

高度成長期以降の大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済活動は天然資源の枯渇や生態系の危機、温室効果ガスの排出による地球温暖化問題等、多岐にわたる地球規模での環境問題を引き起こしています。

こうした問題の解決に向けては、ごみの発生そのものを抑制し、再使用・再生利用を促進する必要があります。そのため、私たち一人ひとりがこれまでの生活のあり方を見直し、自主的・積極的にごみ減量・リサイクルに取り組むとともに、市民・事業者と大阪市とのより一層の連携により、天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減された持続可能な循環型社会の形成をめざした取組みを進めることにしています。

1 一般廃棄物対策

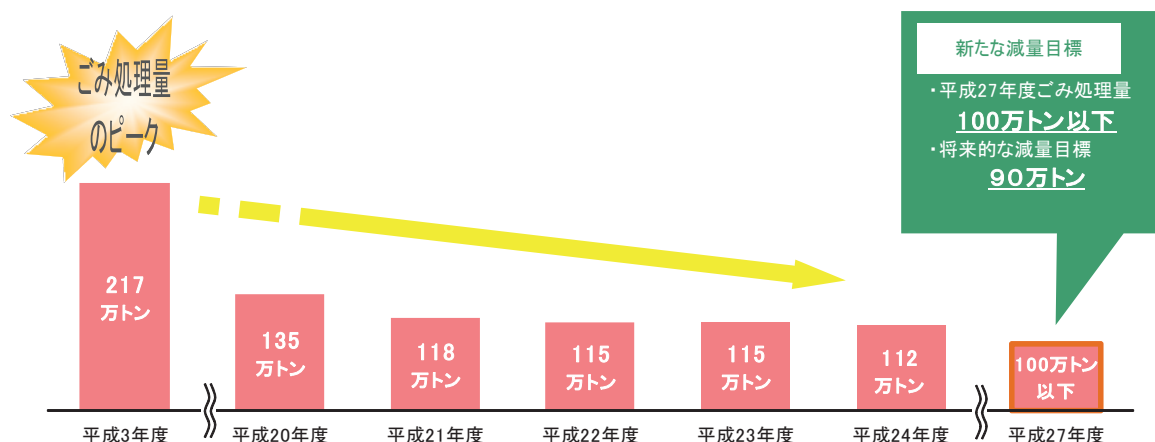
(1) ごみ処理（焼却）量の現況

大阪市では、市民・事業者の皆さんと連携してさまざまなごみ減量・リサイクルの取組みを進め、ごみの量は減少してきています。しかしながら、持続可能な循環型社会の形成には、さらなるごみ減量を積極的に推進していく必要があります。

そのため、古紙類の分別収集や資源化可能な紙

類の焼却工場への搬入禁止等の紙ごみ対策に取り組む、平成27年度ごみ処理量100万トン以下、また、家庭系ごみの有料化など経済的手法を活用した新たな減量施策についても検討し、将来的な目標として、ごみ処理量90万トンをめざすこととしており、目標達成に向け一層のごみ減量・リサイクルの取組みを進めます。

ごみ処理（焼却）量の推移



(2) 主な取組み

一般廃棄物対策として、次の取組みを中心とした施策を進めてきました。今後もこうした取組みについて一層の推進を図ります。

① 一般廃棄物の減量・リサイクルの取組み
循環型社会の形成に向け、大阪市では、排出指

定制度、分別排出の促進をはじめ、次の取組みを行っています。

ア. ごみ減量の推進

(ア) 古紙・衣類分別収集

ごみの減量を図り、資源の有効利用を進めるため、家庭から出される①新聞（折込チラシ含む）

②段ボール③紙パック④雑誌⑤その他の紙⑥衣類について、平成25年2月から6区（北区・都島区・中央区・浪速区・東成区・生野区）で古紙・衣類分別収集を先行実施し、平成25年10月から全区で実施しています。

平成24年度先行6区収集量（2～3月分）：
新聞（折込チラシ）52トン、段ボール41トン、
紙パック1トン、雑誌23トン、その他の紙53
トン、衣類31トン

(イ) 資源集団回収活動の活性化

資源集団回収活動を推進するため、回収団体への支援制度を設け、奨励品等の支給を行っています。

古紙等の集積場所の確保が困難な地域に向けては、回収地域を定め、指定された日に各家庭が家の前に古紙等を出し、再生資源事業者が直接回収する各戸回収方式での回収に取り組んでいただけるよう、大阪市全域でこの方式に対応できる再生資源事業者を確保し、再生資源事業者の情報を提供することで、資源集団回収団体数及び回収量の増加を図っています。

(ウ) 紙パック・乾電池などの拠点回収及び情報提供

紙パック・乾電池・蛍光灯管などの回収を促進するため、区役所及び本市公共施設に加え、スーパーマーケットなどの民間施設などに回収ボックスを設置しています。

また、こうした回収場所や、紙パック・トレイ等の自主回収を行っている店舗などを紹介する「リサイクルマップ」をホームページに掲載しています。

平成24年度回収量：紙パック211トン、
乾電池57トン、蛍光灯管16トン、
インクカートリッジ4トン

イ. 事業者へのごみ減量指導

(7) 資源化可能な紙類の焼却工場への搬入禁止

事業者から排出される紙類をリサイクルルートに回す取組みを促進する観点から、平成25年10月より資源化可能な紙類の焼却工場への搬入を禁止しています。

なお、実施にあたっては、対象となる品目等について、事業者等に十分な普及啓発を図っていきます。

(イ) 排出事業者と協働した事業系廃棄物の適正区分・適正処理の推進

焼却工場に搬入されるごみに混入した産業廃棄物等の搬入不適物の排除を図るため、平成20年度に事前周知を行ったうえで、平成21年4月以降、焼却工場における搬入物チェックを強化し、産業廃棄物等が発見されれば収集業者並びにごみを排出した事業者に対して個別に適正処理方法の啓発と指導を行うなど、事業系廃棄物の適正区分・適正処理を推進します。

(ウ) 特定建築物の減量指導

多量にごみを排出する建物（特定建築物）の所有者に対し、廃棄物管理責任者の選任及び減量計画書の提出を義務付け、それに基づき立入検査を行い、ごみ減量に向け助言・指導を行っています。

立入検査の結果、改善を要する場合は改善勧告を行い、正当な理由なく勧告に従わない場合は、当該建築物名及び建物の所有者等の氏名を公表します。また、当該建築物から排出される廃棄物の本市処理施設への搬入を拒否する場合があります。

平成25年度対象建築物数：4,310件

(イ) 事業者のごみ減量に対する表彰制度

特定建築物のうち顕著な功績を上げている建築物に対し、「ごみ減量優良標」を年度ごとに贈呈したうえで、一定期間連続して「優良標」を受けた建築物に対し、「局長表彰」を実施し、平成20年度から「局長表彰」後も継続して優秀な取組みを行っている建築物に対し、「市長表彰」を実施しています。

平成 24 年度市長表彰建築物：56 件
平成 24 年度環境局長表彰建築物：41 件
平成 24 年度ごみ減量優良標贈呈建築物：705 件

ウ. 普及啓発

(7) ごみ減量・リサイクルの実践に向けた働きかけ

○ ごみ減量市民フォーラムの開催

大阪市のごみ減量について考え、実践につなげる手立ての議論を深めるために、ごみ減量市民フォーラムを開催しました。

平成 24 年度 開催回数：1 回
参加者数：30 名

○ 「大阪市におけるレジ袋削減に関する協定」の取組み

「大阪市におけるレジ袋削減に関する協定」参加事業者・市民団体とともに「お買い物にはマイバッグを!!」(啓発イベント)を開催しました。

平成 24 年度 開催回数：9 回

○ ごみ減量・リサイクル情報サイト

インターネットを効果的に活用し、ごみ減量・リサイクルの取組みへの理解を深めていただいています。

ホームページ：
<http://www.city.osaka.lg.jp/contents/wdu150/genryou/index.html>

平成 24 年度 アクセス数：151,726

○ 「ごみ減量強化月間」の取組み

10 月を「ごみ減量強化月間」として、環境局が実施するイベントをはじめとして、市内各所で「ごみ減量・リサイクル」に皆さんが取り組んでいただけるよう啓発活動を実施しました。

○ ごみとリサイクルの流れ見学会の実施

ごみ分別の必要性や本市のリサイクルの流れについての理解を深めていただくために、リサイクル施設などの見学会を開催しました。

平成 24 年度 開催回数：11 回
参加者数：274 名

(イ) ごみ減量キャンペーン等

○ 大都市減量化・資源化共同キャンペーン

政令指定都市と東京 23 特別区が共同でポスターなどを作製し、毎年 10 月に一斉掲出しています。

○ 区民まつりへの参加

各区の区民まつりに啓発コーナーを設置し、ごみ減量や 3R についての啓発をしています。

○ 各種イベントにおけるごみ減量・リサイクルコーナーの運営

地域における各種イベントに参加し、地域の特性に応じた各種働きかけを行っています。

○ エコ・クッキング

調理材料を無駄にせず使い切ることをテーマに開催しています。

平成 24 年度 開催回数：5 回 延べ 161 名参加

エ. 廃棄物減量等推進員と連携したごみ減量・リサイクルの推進

地域における自主的なごみ減量・リサイクル活動を大阪市と連携・協働して推進するリーダーとして「大阪市廃棄物減量等推進員(愛称：ごみゼロリーダー)」を設置し、「ごみ減量アクションプラン」の普及啓発、資源集団回収活動やガレージセールなど 3R 活動の促進、分別収集への排出協力の啓発などの推進を図っています。

・ガレージセールの開催

廃棄物減量等推進員と協働し、家庭で不用に

なった品物の有効活用を目的に開催しています。

平成 24 年度 開催回数：15 回

出店数：1,591 店

入場者数：33,176 名

② 一般廃棄物の適正処理

ごみの円滑な処理体制を維持するために、ごみの減量推進とともに、焼却・破砕等の中間処理施設の整備を図っています。

ア. ごみの中間処理

ごみの中間処理には、焼却・破砕・高速堆肥化等がありますが、可能な限りごみの資源化を行ったのち、中間処理しなければならない廃棄物については、衛生的処理、減量減容化の面で焼却処理が他の処理方法に比して最も優れていると考えられます。

大阪市では、焼却が必要なごみの全量焼却体制を維持しており、また、ごみ減量化と中間処理の過程におけるリサイクルを推進するため、大正工場に破砕施設を設置するとともに、舞洲工場にも破砕設備を併設し、金属回収を実施しています。

なお、焼却工場では、焼却処理による二次公害を防ぐため、ばいじん及びダイオキシン類等排ガス対策、臭気対策、排水対策、騒音対策を行うとともに、工場の処理機能が十分に発揮できるよう、常に整備に留意し、公害防止に万全を期しています。

イ. 最終処分

北港処分地（夢洲）は大阪市にとって唯一、独自の最終処分地であり、廃棄物の減量・減容化を図り、貴重な最終処分空間の有効な活用に努めるとともに、汚水対策・発生ガス対策・害虫対策・飛散防止対策など公害防止対策に取り組んでいます。

廃棄物の広域的処理の観点から、「広域臨海環境整備センター法」に基づいて進められている「大阪湾フェニックス計画」（174 地方公共団体、4 港湾管理者が出資 平成 25 年 4 月現在）に参画

し、長期的展望に立った最終処分地の確保を図っています。

③ 東日本大震災により生じた廃棄物の広域処理

東日本大震災により生じた廃棄物の広域処理については、岩手県宮古地区で発生した廃棄物について、舞洲工場で焼却処理のうえ、北港処分地で埋立処分することとしました。

本格処理に先立ち、平成 24 年 11 月 29 日、30 日に試験処理を実施し、安全性を確認したうえで、平成 25 年 2 月 1 日より本格処理を開始し、3 月末までに約 5,500 トンの処理を実施しました。

本格処理における放射性セシウム濃度の測定結果については、舞洲工場における排ガス中の放射性セシウム濃度は、1 号炉、2 号炉とも不検出となっており、主灰、排水、排水汚泥ともに不検出でした。飛灰については、不検出から 26 ベクレル/kg となっており、基準値（2,000 ベクレル/kg）を大幅に下回るとともに、いずれの測定結果においても、受入の前後で変化はなく、安全に処理していることを確認しています。

また、北港処分地における放射性セシウム濃度の測定結果についても、原水、放流水、排水汚泥とも全て不検出でした。

なお、空間線量率については、舞洲工場、北港処分地とも、受入前と変化はなく、受入による影響は見受けられませんでした。

いずれのデータにおいても、全て基準値を大幅に下回っており、安全に処理しています。

これらの測定結果は、速やかに本市ホームページにおいて公開しており、市民の皆様の安全・安心の確保に努めています。

（参考）東日本大震災により生じた廃棄物の広域処理関連情報サイト

<http://www.city.osaka.lg.jp/kankyo/page/0000163892.html>